

平成25年度 第1回 社会福祉審議会障害者福祉専門分科会

(第1回障害者計画策定合同会議) 議事要旨

日 時	平成25年7月9日(木) 10時～12時00分
場 所	東大阪市役所 18階研修室
出席者	<p>(専門分科会)</p> <p>松端委員(議長)・勝山委員・坂本委員・田中委員・宮田委員・山野委員 (東大阪市自立支援協議会委員)</p> <p>岡井委員・楠委員・高見委員・湯村委員 (東大阪市こころの健康推進連絡協議会委員)</p> <p>安藤委員・高取委員・辻本委員・三好委員 (東大阪市障害者計画等策定懇話会公募委員)</p> <p>伊藤委員・永松委員・松永委員・地村委員・檜尾委員 (事務局)</p> <p>福祉部：西田 障害者支援室：橋本・高橋・竹山・菅原・脇本・斉藤 福祉企画課：大引 子ども見守り課：西島 健康づくり課：高品</p>
議 題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉部長挨拶</li> <li>・東大阪市障害者計画策定合同会議の位置付けについて</li> <li>・委員紹介</li> <li>・自立支援協議会運営報告</li> <li>・策定スケジュールについて</li> <li>・市民アンケート案について</li> <li>・その他</li> </ul>
議事要旨	<p>○事務局 開会の言葉</p> <p>案件1 福祉部長挨拶</p> <p>○福祉部長 開会のあいさつ</p> <p>○事務局 事務局紹介 公募委員の委嘱について</p> <p>案件2 合同会議の位置づけについて</p>

○事務局

平成 20 年度に策定した障害者基本法に基づく新障害者プラン後期計画の計画年が今年度までとなっていますので、来年度平成 26 年度から 32 年度までの 7 年間で計画期間とする障害者計画を今年度策定します。

いろいろな方のご意見を聞きながら計画を作っていきたいと考え、合同での会議を開催します。

合同会議は、設置要綱第 4 条にあるように、4 つの組織から構成しています。

本市が平成 17 年に中核市になったときに設置された東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会は、身体障害者と知的障害者の福祉に関する事項を審議してもらった組織で、そちらから 9 名の方が本合同会議の委員となっていていただいています。

さらに、自立支援協議会は障害者に係る相談支援事業の中から出てきた課題について検討をしていただいております。東大阪市自立支援協議会 30 名の委員中、5 名を会長にご推薦いただきました。

また精神障害者の方について審議する組織がありませんので、東大阪市こころの健康推進連絡協議会の会長から 4 名をご推薦いただきました。

そして、東大阪市障害者計画等策定懇話会は広く市民のご意見をお聞きするために 6 月 1 日付の市政だよりで市内在住在勤の 20 歳以上の障害者及び家族の方 3 名、障害福祉関係の事業者 2 名を募集し、5 名の方に委員になっていただきました。

委員の皆さんは元々の組織での委員の任期がありますが、本合同会議に関しては障害者福祉計画策定完了までが任期となりますので、平成 26 年 3 月 31 日までを予定しています。

合同会議の議長は要綱第 6 条の規定により東大阪市社会福祉審議会障害者福祉専門分科会の会長が兼任することになっております。

案件 3 委員紹介

○各委員

(各委員 自己紹介)

○議長

(あいさつ)

○委員

議長は設置要綱で決まっているようですが、たとえば副議長というようなかたちで、当事者もしくは家族の方が参加するという位置づけを検討して欲しいと思います。

○議長

当事者が主体的に障害者施策の方向を決めていくということですね。実際、こういう計画を作るときは、みなさんに議論いただきながら、それを踏まえて案を作って、みなさんとお別れしてまた案を作って、最終の段階で「事務局と議長にご一願えますか」というかたちで最後に決めるのですよね。その際に、障害当事者の方

どなたかに副議長になっていただいて、最終的に詰めるときにも、ちゃんと当事者の方の意見が反映できるようにするという趣旨ですね。

(松端議長の提案に全員異議なく地村委員が副議長に就任)

#### 案件4 自立支援協議会運営報告

○事務局

(自立支援協議会運営について説明)

自立支援協議会の各部会が抱える課題についても本計画にどのように組み込んでいけるのかといったことも検討いただければと思います。

#### 案件5 策定スケジュールについて

○事務局

(計画の概要及び計画策定スケジュールについて説明)

全5回の合同会議のほか、市民アンケートの実施、庁内各課の意見聴取、市民説明会、パブリックコメントを経て、最終的に翌年の社会福祉審議会に提出するというスケジュールになっています。

#### 案件6 市民アンケート案について

○事務局

(アンケート案について説明)

○議長

前回の平成20年にも実施していますので、多くの項目が前回と比較できるような内容になっています。新たな法制度の改正も踏まえたり、災害時の取り組みなどについて、そういった項目については付け加えているということですね。

○事務局

まず、この調査項目全般についてですけれども、なかなか障害者施策を広く事業化していかなければならないというところで、また、送れるアンケートの枚数の加減などもありまして、踏み込んだかたちでの質問設定がなかなかできていません。たとえば、項目としては、知ってらっしゃるか知ってらっしゃらないか、とか、あるいは、あるとかないとか、そこからさらに突っ込んだ質問の設定は調査の都合上、なかなかできていない状況でございます。

○委員

障害福祉サービスの就労移行だとか就労継続B型だとか、そういう事業は、就労支援サービスに入らないのでしょうか。

○議長

障害者就労移行支援事業所。それから、障害者の継続A型B型がありますよね。実は重要なことですよ。この間は、前回も調査していますか。

○事務局

今回新規の項目です。

○議長

知っているかどうかをたずねるので、幅広く、広い意味で就労支援に関わるようなものを列挙しておくほうがよいですね。主だったものを漏れなくたずねるのが妥当でしょうね。ご検討いただけるでしょうか。

○委員

「地域でどのようなことを手助けしてほしいですか」という設問があるのですが、精神障害のある方で、お子さんを育てている方が、子育ての面で何かサポートがいないかどうかを聞けたらどうかなと思いました。

○議長

本人が子育てしている場合は、本人プラス家族の支援ということですね。あるいは介護している場合もありますよね。ご自身の障害がありながら、同居している家族に介護が必要な方がいる場合ですよ。

○委員

「発達障害の診断を受けていますか」という設問のなかで、アスペルガー症候群は入れておいたほうがいいかなと思っています。この中に追加としまして、広汎性発達障害の診断も加えてはいいかなと思います。なぜなら、たいていそういった人の診断名は、自閉症とかアスペルガー症候群というよりかは、圧倒的に広汎性発達障害が多いのです。その診断があることで療育手帳等を取得していなくても受給者証が発行されて、サービスを受けることができます。

○委員

今回の対象者の方々というのは、身体・療育・精神の手帳いずれかをお持ちの方と、あと特定疾患等の医療証をお持ちの方 3,000 人ということになっているのですけれども、この対象者の方々の割合はどうなっていますか。

それから入所施設や、精神科病院等に入院されている方がたも、この手帳を持っている方については対象となっているのですか。もし入所中あるいは入院中の方々が対象になっているということなのであれば、「施策の評価について」のところの間の項目に、入所中あるいは入院中の方々を想定した質問項目をもう少し盛り込んでいただいてはどうかと思いました。

○事務局

まず調査の対象者についてでございますが、障害者手帳いずれかの手帳をお持ちの方、それと特定疾患、小児慢性特定疾患のいずれかの医療証をお持ちの方、というかたちで、所持者数で按分させていただいて、合計 3,000 人にしたいと思っております。ただ、身体障害者手帳をお持ちの方というのは 23,000 余りいらっしゃるのですけれども、それで人数を按分してまいりましたら、対象者の 3,000 人のうちの 2,000 人を超えてしまいます。最近、身体障害者手帳を取得される方というのは、6、7割ぐらいが 65 歳以上の方なのですが、それで 2,000 人を超える数をとって

しまうというのは、障害者計画を策定するというなかでは、なかなか意味合いが変わってきてしまうのではないかと思います、身体障害者手帳を持っていらっしゃる方の数につきましては、按分処理時に一定バランスを取らせていただきました。それと、特定疾患の医療証をお持ちの方ということなのですが、もともと障害者総合支援法のサービスの対象になられた難病の方というのは、130の疾患の診断を受けていらっしゃる方ということですが、どこも把握しておりません。そのなかの56の疾患につきましては、保健所のほうで特定疾患の医療証をお持ちの方ということで把握しておりますので、そちらの方に絞るかたちで、医療証を持っていらっしゃる方の人数で按分をさせていただきたいと思っております。

身体障害者手帳をお持ちの方につきましてははおおよそ1,500、知的障害者の方については450、精神障害者の方については450、特定疾患と小児慢性特定疾患で300、障害児というかたちで身体障害も知的障害も精神障害も含んでしまっておりますけれども、障害児の方については300名の方を抽出し、合計3,000人ということに決めさせてもらいたいと思っております

なお、入院・入所について、手帳をお持ちの方のデータ、あるいは医療証をお持ちの方のデータからピックアップしてまいりますので、入院・入所の方も対象になってきます。

○委員

調査対象者の方に関して、身体障害者手帳・療育手帳いずれかの障害の方で、障害者手帳をお持ちの方をまとめてしまうというのに不安があります。障害種別のバランスも考えていただいて、選んでいただけたらと思います。

○事務局

はい。障害の種類ごとの、たとえば視覚障害とか肢体不自由といった障害の人数按分によりまして、1,500名の方にお出しさせていただきたいと思っております。

○委員

「人と話をするとき、どのようにしていますか」という問ですが、「手話」も「ことば」のひとつなので、「声を出す」、「音声がある」というような書き方に変えていただけたほうがわかりやすいかなと思います。「音声で話す」という表現でいいと思います。同様に「手話で話す」という表現に変えることがふさわしいと思います。

○委員

虐待の間ですが、虐待には身体的、金銭的など種類がありますが、ここではただ被虐待経験の「ある」「なし」のみ聞くだけでいいのですかね。「相談した」「相談しなかった」の「相談しなかった」とはどういう方なのかなども思います。これは今回初めて出た項目ですか。

○事務局

今回初めて設定の項目です。

○議長

本当は中身を聞けたらいいのでしょうけれど、数が 3,000 出して回収率が半分ぐらいでしたら 1,500 ぐらいで、各種障害の方がいらっしやって、細分化してしまうとどれぐらい虐待件数があるのかなというようになります。虐待と言わずに、「あなたは次のような行為をされたことがありますか」として、「身体的な暴力を受けたことがある」や「暴言を吐かれたことがある」、「無理やり性的な行為をされたことがある」、「世話を受けられなかったことがある」、「財産を勝手に使われたことがある」、みたいな設問にするほうがいいのではないのでしょうか。

○委員

「療育・教育について」のところでは通学・通園先というものをくくっての設問になっていますが、こと通学問題で非常に困っている方は多いので、実際、どうやって通っているのかがわかるように聞いてもらえればありがたいです。

○議長

通学・通園が難しい場合はどういう対応をしているか、自由記述でよいかもかもしれませんね。

○委員

同じところで、「2 友だちとコミュニケーションが取りにくい」と書いてありますが、学校の中でのコミュニケーションというのは、先生ともコミュニケーションが取りにくい場合があります。職員の方とのコミュニケーションが取りにくい場合があるので、表現を変えたらいかがでしょうか。

○委員

「施策の評価について」では、やってほしい施策を聞いていますが、聴覚障害者としては「情報の保障がほしい」という選択肢を入れていただけたらと思います。

○議長

これは平成 20 年の時と比較ができるようにということで、同じ項目だということでしたけれども、今のご指摘でしたら、「コミュニケーション保障のサービスを充実する」というようなことを付け加えたほうがいいということですね。

○委員

日中の過ごし方の質問についてですが、「N 施設の中で暮らす」とありますが、「施設あるいは病院等で暮らす」といったかたちにしてはどうかと思います。

また、「手助けしてほしいこと」と「地域のためにご自身ができること」を同時に問うた設問ですが、並列にあると答えづらくないか、混乱しないかと思いました。

○事務局

障害者の方でもいろいろな活動ができる方はおられるだろうということで、「手助けしてほしいこと」と「地域のためにその方ができること」の両方をお聞きしたらよいのではないかということになりました。ただ、スペース的な問題がございまして、ちょっと不自然かもしれませんが、合体したかたちにしております。

○委員

どのようなときに差別や偏見を感じるかの間で「病院での診療拒否」という選択

肢がありますが、診療所でもそういうことが聞かれたりしますので、「医療機関での診療拒否」のようなかたちではどうかと思います。

それから、「相談事業について」尋ねる問については、「医療機関での相談」についても項目のなかに入れてください。

○委員

調査対象者の話ですが、精神障害を持たれている方で手帳は持っていないけれども、自立支援医療は使っているという方がおられるので、それを含めたほうが幅広く把握できるのではないのでしょうか。

○事務局

精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が 3,000 人余りで、自立支援医療の精神通院医療を利用されている方が 7,000 人近くいらっしゃるので、当初、自立支援医療のほうでと考えたのですが、健康部とも協議いたしまして、自立支援医療ではかなり軽い方も対象になっておられるということで、手帳をお持ちの方にお送りさせていただくことにいたしました。

○委員

最初の「お願い」文章にはルビ打ちされているのに、調査票本体にはルビ打ちされていないので、無くてよいのでしょうか。

○事務局

振りがなは、「お願い」の文章についてはルビを打って、調査票については打っていないということですが、前回の平成 20 年度の調査でも同じ形式になっています。「お願い」の文章というのは、みなさんに見ていただいてというかたちで、漢字をなかなか読めない方もいるので、ルビ打ちいたしました。調査の項目については、漢字がなかなか読みにくい方については、質問に答えること自体も難しいのではないかと考えまして、支援者の方といっしょにご回答いただけたらというかたちで作成しました。それと、ルビ打ちすることについては、調査票自体が見にくくなってしまいうということもありまして、今回、このかたちでご提案いたしました、みなさんのご意見をいただきたく思います。

○委員

「災害が起こったときに困ること」を聞く問では、「3 避難場所等で周りの人との意思疎通」ではなく「コミュニケーションがうまくいかない」というような易しい表現に変えられてはいかがかと思っております。

○委員

調査対象者の「3,000 名」という根拠は何ですか。ちなみに前回は何名だったのでしょうか。

○事務局

平成 20 年度に実施したときは 4,000 名にお送りいたしました。前回の時は、新障害者プランの後期計画と第 2 期の障害福祉計画とを同時に策定しておりまして、今回は、障害福祉計画を作りませんので、少し人数を減らすかたちで実施すること

にしております。

○議長

本日の意見を踏まえてアンケートの修正をかけた後に実施していただき、次回はアンケートの報告をしていただくこととなります。

○事務局

(閉会の言葉)